不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>利用条件の変更、停止及び許可の取消し</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>教育総務部生涯学習スポーツ課生涯学習係</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>市民会館条例第１５条第１項
　管理者は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき又は会館の管理上必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。
⑴　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
⑵　不正な手段によつて利用の許可を受けたとき。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>条例、規則等に明記されているため。</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（令和２年４月１日最終変更）</td></tr>
</table>